様式第2号(第5条関係)

第　　号

地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業補助金交付決定通知書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所  氏名又は団体名及び代表者氏名 | 様 |

年　　月　　日付けで申請のありました補助金については、次のとおり決定しましたので出雲市地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

年　　月　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助年度 | 年度 | 補助金の名称 | 出雲市地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業補助金 |
| 補助対象施設の名称 | |  | |
| 補助対象金額 | | 円 | |
| 交付金額 | | 円 | |
| 補助の条件  1　交付の目的以外に使用しないでください。  2　事業の内容の変更、予算の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けてください。  3　補助対象期間内に事業を中止又は廃止する場合は、市長の承認を受けてください。  4　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し指示を受けてください。  5　事業を完了したときは、実績報告書を提出してください。  6　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで、交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しないでください。  7　経費の収支を明らかにした書類、帳簿を5年間整備しておいてください。  8　市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付していただく場合があります。  9　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図ってください。  10　この補助金の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けないでください。  11　補助事業者がこの条件に違反した場合や、交付決定日から5年未満での補助事業の廃止の場合において、既に補助金が交付されているときは、本補助金の全部又は一部を補助事業者に納付していただく場合があります。 | | | |

出雲市長

上記の交付決定に不服のある場合は、この通知書受領の日から7日以内に文書で取下げをしてください。